

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○医療法施行細則の一部を改正する規則..... (医務薬務課)	23
告 示	
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定... (循環型社会推進課)	25
○土地改良法による道営換地処分..... (農業施設管理課)	26
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	26
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	26
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	26
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	26
○土地収用法による土地の立入りの通知..... (建設部総務課)	27
○建設業を営む者に対する監督処分..... (建設情報課)	27
○道路の供用の開始..... (道路課)	27

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年10月21日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第100号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(昭和46年北海道規則第84号)の一部を次のように改正する。

第21条並びに第26条第2項及び第3項中「診療用高エネルギー放射線発生装置、」の次に「診療用粒子線照射装置、」を加える。

第30条の次に次の1条を加える。

(社会医療法人の認定の申請)

第30条の2 省令第30条の36に規定する申請書は、別記第35号様式の2の社会医療法人認定申請書によらなければならない。

「診療用高エネルギー放射線発生装置等備付届

別記第20号様式中

診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器
診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

を

「診療用高エネルギー放射線発生装置等備付届

診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用粒子線照射装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器
診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

に改め、「診療用高エネルギー放射線発生

装置、」の次に「診療用粒子線照射装置、」を、「第25条」の次に「第25条の2」を加え、同様式の別紙その1中「(診療用高エネルギー放射線発生装置)」の次に「・診療用粒子線照射装置」を加え、

置診療用高エネルギー放射線発生装置等	製 作 者 名		
	型 式 及 び 台 数		
	定 格 出 力	エックス線	最大エネルギー (MeV)
			最大線量率(水の吸収線量) (Gy/分 at 1m)
	電 子 線		最大エネルギー (MeV)
			最大線量率(水の吸収線量) (Gy/分 at 1m)
設 置 型		据置型 移動型	
使 用 場 所		診療用高エネルギー放射線発生装置使用室 手術室	
最大使用時間又は最大使用線量		(時間/週)、 (時間/3月) (Gy/週 at 1m)、 (Gy/3月 at 1m)	

を

は診療用高エネルギー放射線発生装置	製 作 者 名		
	型 式 及 び 台 数		
	定 格 出 力	エックス線	最大エネルギー (MeV)
		最大線量率(水の吸収線量) (Gy/分 at 1m)	

線形加速器装置の放射線発生装置等	電子線	最大エネルギー (MeV)
		最大線量率 (水の吸収線量) (Gy/分 at 1m)
設置	型	据置型 移動型
使用場所	診療用高エネルギー放射線発生装置使用室 診療用粒子線照射装置使用室 手術室	
最大使用時間又は最大使用線量	(時間/週)、	(時間/3月)
	(Gy/週 at 1m)、	(Gy/3月 at 1m)

に、

中「診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「又は診療用粒子線照射装置」を加え、同注意事項2及び3の事項中「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室等」の次に「又は診療用粒子線照射装置使用室等」を加え、同注意事項4の事項中「診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「又は診療用粒子線照射装置」を加え、同注意事項5の事項中「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室等」の次に「又は診療用粒子線照射装置使用室等」を加える。

「診療用高エネルギー放射線発生装置等変更届

診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器
診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

別記第26号様式中

を

「診療用高エネルギー放射線発生装置等変更届

診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用粒子線照射装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器
診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

に改め、「(診療用高エネルギー放射線発生装置)」の次に「、診療用粒子線照射装置」を加える。

「エックス線装置等廃止届

別記第27号様式中

エックス線装置
診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用放射線照射装置
診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器

を

「エックス線装置等廃止届

エックス線装置
診療用高エネルギー放射線発生装置
診療用粒子線照射装置
診療用放射線照射装置

に、「、診療用高エネルギー放射線発生装置

「診療用高エネルギー放射線発生装置の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要」

を

「診療用高エネルギー放射線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要」

に、

「診療用高エネルギー放射線発生装置の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要」

を

「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室等の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要」

に、

「診療用高エネルギー放射線発生装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴」

を

「診療用高エネルギー放射線発生装置又は診療用粒子線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴」

に改め、同様式末尾欄外注意事項1の事項

診療用放射線照射器具
放射性同位元素装備診療機器

置」を「、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置」に、「又は診療用高エネルギー放射線発生装置」を、「、診療用高エネルギー放射線発生装置又は診療用粒子線照射装置」に改める。

別記第35号様式の次に次の1様式を加える。

別記第35号様式の2（第30条の2関係）

法人番号：

年 月 日

北海道知事 様

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

電話番号



社会医療法人認定申請書

社会医療法人の認定を受けたいので、医療法施行令第5条の5及び医療法施行規則第30条の36の規定により、次のとおり申請します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名称	所在地	

注意事項

- 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又

は診療所を含む。）をすべて記載すること。

- 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第30条の4第2項第5号に掲げる医療のうち、次のいずれに該当するものであるか（当該施設で医療法第42条の2第1項第5号の基準を満たすものが複数ある場合は、そのすべて）を記載すること。

- 救急医療（精神科救急医療の基準を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）
- 災害医療
- へき地医療
- 周産期医療
- 小児救急医療

添付書類

- 医療法第42条の2第1項第4号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類
- 医療法第42条の2第1項第5号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類
- 医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

備考 正本1部、副本2部を提出すること。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際にこの規則による改正前の医療法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の医療法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第669号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

平成20年10月21日

北海道知事 高橋 はるみ

- (1) 指定の区域 上川郡東川町1002番1の一部、1216番1の一部、3654番の一部
- (2) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。（以下「政令」という。）第13条の2第1号
- 2(1) 指定の区域 空知郡上富良野町2225番7の一部、2225番50の一部
- (2) 埋立地の区分 政令第13条の2第3号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律

施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号

北海道告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、鷹栖町たいせつ西地区の換地処分をした。

平成20年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第671号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成20年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
二セコ	中山間地域総合整備（農業用道路、区画整理、客土）	平成18.11.9
同	同（暗きょ排水、農用地改良保全）	同 17.11.25

北海道告示第672号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成20年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 函館市御崎町197・202の1・203の4・204の1・205（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、201、206、207、222の1、222の2
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第673号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊達市大滝区三階滝町704（国有林。次の図に示す部分に限る。）、711（国有林）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第674号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 釧路市大楽毛6の385から6の388まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 河川管理施設用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 松前郡福島町字岩部269の84・字日出229の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 松前郡福島町字岩部269の84・字日出229の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

4(1) 解除予定保安林の所在場所 松前郡福島町字岩部269の84・字日出229の5(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

5(1) 解除予定保安林の所在場所 茅部郡森町字森川町317の90

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁産業振興部林務課並びに釧路市役所及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第675号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成20年10月21日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道39号改築工事(北見道路・北見インターチェンジ(仮称)から東十号インターチェンジ(仮称)まで)、これに伴う用排水路、送電線、道道及び市道付替工事並びに送電線及び道道付替工事に伴う附帯工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 北見市川東383番1及び383番2
- 4 立入期間 平成20年11月4日から11月7日まで

北海道告示第676号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成20年10月21日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 処分をした年月日 平成20年10月9日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号及び代表者の氏名 工藤建設株式会社 工藤 誠治
 - (2) 主たる営業所の所在地 茅部郡森町字常磐町90番地
 - (3) 建設業の許可の番号 (般・特-19、般-20)渡第440号
- 3 処分の内容

(1) 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止

(2) 営業停止の期間 平成20年10月21日から11月19日までの30日間

4 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当した。

北海道告示第677号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年10月21日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 当別浜益港線	石狩郡当別町字青山奥1031番3地先から 石狩郡当別町字青山奥1024番49地先まで	平成20.10.23
	石狩郡当別町字青山奥1024番33地先から 石狩郡当別町字青山奥1024番34地先(河川敷地)まで	同

